

よくあるご質問

Q1 養殖業とは？

A1 収穫の目的をもって人工的手段を加え、水産動植物の発生又は成育を積極的に増進し、その数又は個体の量を増加させ又は質の向上を図る行為をいいます。

更に、本要綱第2条第1項第2号で「養殖の事業を行う者」としていることから、営利の目的をもって継続的に行っている必要があります。

従って、成育を行っていない業態のペットショップや釣り堀は養殖業に該当しません。さらに、自家消費のための水産動植物の成育は「養殖を営んでいる事業者」に該当しません。

Q2 コロナ禍で生産を自粛していたため、出荷の実績がない場合も該当するのか？

A2 令和4年度に出荷を目指して生産をしていること、事業継続の意思があることが確認できれば該当しますので、ご相談ください。

Q3 なぜ過去3年分の餌の購入実績、出荷の実績を証する書類が必要なのか？

A3 記帳・帳簿等の保存制度では、取引に関して作成又は受領した書類は5年間の保存が必要とされています。このため、養殖を営んでいることを確認するための書類として、餌の購入実績、出荷実績の添付をお願いするものです。

一方で、過剰な申請書類を求めるることは、支援を必要とする漁業者の負担となることから、負担軽減のため3年分としております。

Q4 市町村の委託で養殖を行っている場合も当該事業の対象となるのか？

A4 市町村の委託事業以外に自主事業として養殖をしているのであれば、当該事業対象者となります。